

改正	平成 七年 三月二八日告示第四五九号	平成 八年 一月二三日告示第一二一号
	平成 八年 九月一〇日告示第一三八九号	平成一一年 七月 六日告示第九八六号
	平成一二年 六月 六日告示第八五八号	平成一二年一〇月 三日告示第一三一五号
	平成一五年 六月二七日告示第一四一〇号	平成一六年一一月三〇日告示第二二六八号
	平成一七年 四月 一日告示第七八二号	平成一九年 六月一五日告示第九九三号
	平成二一年 三月二三日告示第四〇六号	平成二三年 三月二九日告示第三四四号
	平成二五年 三月二九日告示第三六八号	平成二七年 三月二四日告示第二七三号
	平成二九年 三月一七日告示第三〇七号	平成三一年 三月二二日告示第二四八号
	令和 三年 三月二三日告示第三〇四号	令和 五年 二月二八日告示第二一九号
	令和 六年 八月 二日告示第九百号	

埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規程を次のように定める。

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程

埼玉県建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十七年告示第千八百四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規程は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が締結する次の各号に掲げる契約（政府調達に関する協定が適用される契約を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- 一 建設工事の請負の契約
- 二 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- 三 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県内業者 埼玉県内に住所を有する業者（建設工事の請負にあつては、埼玉県に主たる営業所（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可に係る主たる営業所をいう。以下同じ。）を有する業者）をいう。
- 二 県外業者 県内業者以外の業者をいう。
- 三 年度 四月一日から翌年の三月三十一日（経常建設共同企業体にあつては、七月一日から翌年の六月三十日）までをいう。
- 四 資格審査 この規程で定める競争入札の参加資格に関する知事の審査をいう。
- 五 資格者名簿 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿をいう。
- 六 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。

七 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。

八 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいう。

イ 建設工事の請負に係る資格審査の資格審査基準日

申請時において有効な建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）

ロ 建設工事の請負以外の資格審査の資格審査基準日

申請時において直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）

九 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成二十九年九月一日施行）一 一に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。

（競争入札の参加資格）

第三条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第五項各号（設計・調査・測量の委託において資格者名簿に登載されている者にあつては、第六号から第八号までを除く。）のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

一 建設業法第三条第一項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。

二 経営事項審査を受けていないとき。

4 測量業務について資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登載された者が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

6 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、次条第五項各号のいずれかに該当する者があるときは、当該経常建設共同企業体は競争入札に参加することができない。

7 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、当該名簿に登載された業種について第三項各号のいずれかに該当する者があるときは、当該経常建設共同企業体は当該業種に係る競争入札に参加することができない。

（建設工事の請負に係る資格審査の実施）

第四条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度一回以上実施するものとする。ただし、建設業経常建設共同企業体に係る新規申請の資格審査は、隔年度に一回実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に一回実施するものとする。

3 前二項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、埼玉県ホームページに掲載する。

4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

一 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

二 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条（同規則第百二条において準用する場合を含む。）の規定により県の競争入札に参加させないこととされた者

三 第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から二年を経過しない者

四 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

五 知事が別に定める税を滞納している者

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

- 七 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- 八 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- 6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。
- 一 許可を受けていない業種
  - 二 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種
- 7 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
- 一 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合
  - 二 その他知事が別に定める場合
- 8 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に登載されることができる業種の数、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して五以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。
- 9 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に五業種登載されている者が、当該名簿に登載された業種の一部を抹消し、当該業種と異なる業種に登載（以下この項において「業種入替」という。）した後も五業種登載されている場合は、当該名簿の有効期間内に業種入替することにより、一度抹消した業種を再度登載することができる。この場合において、登載する業種については、抹消する前と同一のものとし、資格審査は行わない。
- （建設工事の請負以外に係る資格審査の実施）

第五条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

- 2 測量業者登録を受けていない者は測量業務の資格審査を受けることができない。
- 3 建築士事務所登録を受けていない者は建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。
- 4 前条第一項本文、第二項、第三項、第五項（第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び第七項の規定は、設計・調査・測量に係る資格審査に準用する。
- 5 前条第一項本文、第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、土木施設維持管理に係る資格審査に準用する。
- （資格審査申請）

第六条 新規申請をしようとする者は、申請の区分に応じて、知事が別に定める資格審査申請書を知事が別に定める期間内に提出しなければならない。

- 2 新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、次項の規定による方法で申請しなければならない。
- 3 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じて埼玉県電子入札共同システムを利用して知事に申請しなければならない。
- 4 前三項の規定による申請に当たっては、申請の区分に応じて、知事が別に定める書類を添付（前二項の規定による申請にあっては、速やかに提出）しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 6 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。
- （代理人）

第七条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

- 一 建設工事の請負に係る代理人
  - イ 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、一業種につき一人とすること。
  - ロ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。
- 二 設計・調査・測量に係る代理人

イ 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、一業務につき一人とし、五人以内とすること。

ロ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ハ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ニ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

ホ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

三 土木施設維持管理に係る代理人  
代理人の数は、一人とすること。

(資格審査及び格付)

第八条 建設工事の請負のうち土木工事業及び建築工事業については、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び知事が別に定める項目を審査し、それぞれ 級、A級、B級、C級及びD級の五級に区分して格付を行うものとする。

2 前項以外の建設工事の請負については、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び知事が別に定める項目を審査し、A級、B級及びC級の三級に区分して格付を行うものとする。

3 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

一 資格審査基準日を含む直近二年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

二 資格審査基準日における自己資本額

三 資格審査基準日における職員数

(資格審査結果の公表)

第九条 知事は、前条の規定による資格審査の結果を、埼玉県ホームページに公表する。

(資格者名簿への登載)

第十条 知事は、第八条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第十一条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から二年間とする。

(変更等の届出)

第十二条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、埼玉県電子入札共同システムを利用して知事に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 住所(建設工事の請負の請負にあつては、主たる営業所の所在地を含む。)、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

三 法人の代表者

四 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名

五 代理人

六 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

七 代理人の役職名又は氏名

八 許可番号又は許可区分

九 許可若しくは登録(測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。)の有無

十 中小企業等協同組合等にあつてはその組合員(資格者名簿に登載されている者に限る。)

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により知事に届け出なければならない。

一 第四条第五項第一号に該当する者となったとき。

二 死亡(法人においては解散)したとき。

三 営業停止命令を受けたとき。

- 四 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- 五 金融機関に取引を停止されたとき。
- 六 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- 七 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- 八 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の再審査）

第十三条 第四条第七項の規定にかかわらず、合併その他の事由により資格審査を申請した者から当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、知事が別に定める競争入札参加資格再審査申請書に關係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

- 2 第四条第七項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、知事が別に定める競争入札参加資格再審査申請書に關係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

（資格者名簿からの抹消）

第十四条 知事は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- 一 第四条第五項第一号、第二号又は第四号に該当する者となったとき。
- 二 死亡（法人においては解散）してから九十日を経過したとき。
- 三 金融機関に取引を停止されたとき。
- 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。
- 五 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕若しくは逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。
- 2 知事は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。
  - 一 第十二条第一項又は同条第二項（第三号、第四号及び第六号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
  - 二 申請内容に虚偽があったとき。
- 3 知事は、資格者名簿に登載された者が次の各号の一に該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。
  - 一 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく九十日を経過したとき。
  - 二 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく九十日を経過したとき。
  - 三 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく九十日を経過したとき。
  - 四 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。
- 4 知事は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員が、次の各号の一に該当したときは、その経常建設共同企業体を当該名簿から抹消するものとする。
  - 一 第一項又は第二項の規定により抹消されたとき。
  - 二 県外業者となったとき。
- 5 知事は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が、次の各号の一に該当するときは、その経常建設共同企業体を当該業種について当該名簿から抹消するものとする。
  - 一 資格者名簿に登載されている業種について、その構成員が第三項の規定により当該名簿から抹消されたとき。

- 二 資格者名簿に登載されている業種について、経常建設共同企業体が当該名簿からの抹消を申し出たとき。
- 三 資格者名簿に登載されている業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差でなくなったとき。

(建設工事の請負に係る発注標準額)

第十五条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、次の表の下欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ上欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

級の区分	発注標準額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建設工事
級	六、〇〇〇万円以上	一億円以上				
A級	三、〇〇〇万円以上 一億五、〇〇〇万円未満	四、〇〇〇万円以上 三億七、五〇〇万円未満	一、五〇〇万円以上	一、〇〇〇万円以上	一、〇〇〇万円以上	その都度知事が定める額
B級	一、〇〇〇万円以上 九、〇〇〇万円未満	一、三〇〇万円以上 一億五、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 七、五〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	同右
C級	二五〇万円以上 四、五〇〇万円未満	二五〇万円以上 六、〇〇〇万円未満	二、五〇〇万円未満	一、五〇〇万円未満	一、五〇〇万円未満	同右
D級	一、五〇〇万円未満	二、〇〇〇万円未満				

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

2 特別の技術又は工事管理を要する建設工事、緊急を要する建設工事及び単価契約による建設工事の発注に当たっては、前項の規定によらないことができるものとする。

(経常建設共同企業体)

第十六条 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ資格審査を受けることができないものとする。

- 一 構成員のすべてが県内業者であること。
  - 二 構成員の数が三以内であること。
  - 三 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが資格者名簿に登載されている(最上級に格付けされている場合を除く。)こと。
  - 四 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが数年以上の営業年数、元請としての一の実績及び技術者を有すること。
  - 五 資格審査を受けようとする業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差であること。
  - 六 資格審査を受けようとする業種について、経常建設共同企業体としての級別格付が、構成員各個の格付より上位となること。
  - 七 構成員のすべてが中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条の要件を満たす中小企業であること。
- 2 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
  - 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
  - 4 経常建設共同企業体の構成員が第七条に規定する代理人を置いているときは、その代理人と同一

人を経常建設共同企業体に係る代理人とし、知事が別に定める委任状を第四条第三項の受付期間内に提出しなければならない。

- 5 前項の規定は、経常建設共同企業体の構成員が代理人を変更したときに準用する。この場合において、同項中「第四条第三項の受付期間内に提出」とあるのは、「速やかに提出」と読み替えるものとする。

(資料提出等の請求)

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

附 則

- 1 この告示は、平成六年九月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に資格者名簿に登載されている者に係る県内業者及び県外業者の定義、参加資格、変更等の届出、参加資格の承継並びに資格者名簿からの抹消等については、改正後の埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規程(以下「新規程」という。)にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 建築関連コンサルタント業務については、当分の間、第三条第五項、第五条第三項、第七条第二号二及びホ並びに第十四条第三項(第三号に該当するときに限る。)の規定は適用しない。
- 4 平成六年十月一日以降に設立された法人又は建設業を開業した個人であって、他の者の平成四年度又は平成五年度に実施された建設工事の請負の資格審査に係る参加資格を承継した者が、当該承継を認められた業種について平成六年度に実施する資格審査を申請する場合にあっては、第四条第四項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する業種であっても、設立又は開業の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている限り、資格審査を受けることができる。

附 則(平成七年三月二十八日告示第四百五十九号)

この告示は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、平成七年一月十日から適用する。

附 則(平成八年一月二十三日告示第百二十一号)

この告示は、平成八年二月一日から施行する。

附 則(平成八年九月十日告示第千三百八十九号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に知事が作成している改正前の埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規程に定める埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加資格者名簿(以下「旧資格者名簿」という。)は、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(以下「新規程」という。)に定める資格者名簿とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧資格者名簿に登載されている者に係る変更等の届出、参加資格の承継及び資格者名簿からの抹消については、新規程にかかわらず、平成九年五月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則(平成十一年七月六日告示第九百八十六号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年六月六日告示第八百五十八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年十月三日告示第千三百十五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年六月二十七日告示第千四百十号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年十一月三十日告示第二千二百六十八号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十六年十二月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に資格者名簿に登載されている者に係る年度の定義、参加資格、変更等の届出、参加資格の承継並びに資格者名簿からの抹消等については、改正後の埼玉県建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規程(以下「新規程」という。)にかかわらず、平成十七年五月

三十一日までは、なお従前の例による。

3 新規程第十一条の規定にかかわらず、平成十六年度に更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、平成十七年六月一日から平成十九年三月三十一日まで（経常建設共同企業体については、平成十七年九月一日から平成十九年六月三十日まで）とする。

4 新規程第四条第六項第二号の規定にかかわらず、申請時点で有効な経営事項審査結果通知を受けている業種については、資格審査を受けることができるものとする。この場合において、新規程第六条第三項の表添付書類の欄中「総合評定値通知書の写し」とあるのは「経営事項審査結果通知書の写し」とする。

附 則（平成十七年四月一日告示第七百八十二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年六月十五日告示第九百九十三号）

この告示は、平成十九年七月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。

附 則（平成二十一年三月二十三日告示第四百六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日告示第三百四十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日告示第三百六十八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日告示第二百七十三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月十七日告示第三百七号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日告示第二百四十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日告示第三百四号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二十八日告示第二一九号）

この告示は、令和五年四月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。

附 則（令和六年八月二日告示第九百号）

この告示は、令和七年一月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。